仕　　様　　書

保健福祉局衛生環境研究所　環境部門
（担当　平野・三浦　電話　312-5155）

件　　名	移動沓掛局移設に係る業務委託
契約期間	契約締結日の翌日から平成２７年７月３１日（金）
契約条件	別紙のとおり

注　本仕様について不明な点がある場合は，契約課の指示に従ってください。

第１　趣旨

移動沓掛測定局（以下「沓掛局」という。）を，現在設置している場所から衛生環境研究所（以下，「当研究所」という。）に引き上げることに伴う移設業務について定めるものである。

第２　場所

現在の設置場所及び引き上げ先（移設先）は，次のとおりである。（別紙１参照）

	測定局	所在地
現在の設置場所	移動沓掛局	京都市西京区大枝西長町地内 （京都市所有地）
引き上げ先（移設先）	衛生環境研究所	京都市中京区壬生東高田町１－２０

第３　完了期日

本仕様書における委託業務完了期日は，平成２７年　７月３１日とする。

第４　作業日程等

作業日程は本市の承認を得るものとし，作業時間は，午前９時から午後５時までとする。

なお，土曜日，日曜日，祝日及び年末年始（本市の規定に基づく）は除くこと。

また，業務を施行するにあたっては，詳細な日程を事前に本市担当者と十分に協議し，了承を得たうえで行うこと。

第５　業務内容

詳細な業務内容については，次のとおりとする。

なお，本仕様書に掲げる業務以外において，必要な業務が発生した場合は，本市と事前に協議すること。

１　事前準備

契約業者は，以下２～４に掲げる業務を実施する前に本市と十分な協議を行うこと。

また，工程表及び本市が必要とする書類について，本市からの要求があれば速やかに提出すること。

２　撤去準備

（１）　測定機器等の処置

ア　移設する測定機等は下表のとおりである。

測定機器及び設備	形式，サイズ等
①窒素酸化物（ＮＯｘ）自動測定機	ＮＡ－６２３
②浮遊粒子状物質自動測定機	ＰＭ－７１１
③磁気巻取り式温度計	―
④一酸化窒素（ＮＯ）スパンガスボンベ（ＮＯボンベ）	９０ｐｐｍ，１０Ｌ
⑤防犯装置（センサーライト，防犯カメラ）	―
⑥エアコン室外機防犯ガード	Ｗ１０４０×Ｄ５３０×Ｈ７３０ｍｍ

イ　稼働中の測定機を取扱説明書に従って停止すること。

なお，測定機類については，全て精密部品から成り立っており，再稼働時には良好な運転状態となるように電気系統には特に注意を払うこと。また，再稼働時に必要となるので，停止前のパラメータ及び設定等を確認しておくこと。

ウ　ＮＯｘ自動測定機とＮＯボンベとの接続を外すこと。ＮＯは毒性が強いため，事故の起こらないよう，慎重に取り扱うこと。また，ボンベ配管やレギュレータ類は，再度使用するので，破損等が無いように取り扱うこと。

エ　採取管を測定機及び引込柱から取り外すこと。取り外した採取管については，法令を遵守し，廃棄すること。

（２）　付帯設備の処置

ア　電気

（ア）関西電力㈱へ申請手続き

本市からの指示に従って関西電力㈱へ電気使用停止の申請手続きを行うこと。

ただし，電気利用者である契約者（当研究所）が申請手続きを行わなければならない場合はこの限りではない。

（イ）電線及び電気引込み柱の撤去

局舎には引込み柱を経由して個別に電線が引き込まれている。

個別に引き込まれている電線及び電気引込み柱については撤去を行うこと。

撤去の方法については，関西電力㈱及び本市と必要に応じ，事前協議を行うこと。

撤去した電線については，関係法令を遵守し，契約業者が責任をもって適正に処分すること。

（ウ）現場立会い

必要に応じ，関西電力㈱の事前調査時及び作業時の現場確認の立会いを行うこと。

（３）　測定局舎の措置

ア　測定局舎（以下，「局舎」という。）は，Ｗ：１５３０ｍｍ，Ｄ：１３７０ｍｍ，Ｈ：２０２０ｍｍ，重量：約１５７㎏の物置である。

イ　現在局舎は，基礎ブロックの上にアンカーボルトで固定されている。

基礎ブロックとの接地面には，シーリングが施されている。

ウ　局舎の移設準備

（ア）　局舎を基礎ブロックから慎重に取り外すこと。取付金具孔については，使用できる状態とし，損傷した場合等については，処置を施すこと。

（イ）　取り外した取付金具は，契約業者が責任を持って廃棄することとするが，局舎と分離したときに基礎ブロックに埋設されている状態であれば，この限りではない。

（ウ）　局舎には，D種のアースが接地されているので，同アースを取り外すこと。

（エ）　局舎にはエアコン室外機防犯ガードが設置されているので，再利用できるように慎重に取り外すこと。ただし，ガード脚部の地中埋設部がコンクリート基礎と固定され取り外しが不可能な場合は，ガードの脚部を切断してよい。脚部切断により再利用不可能となった場合は，エアコン室外機防犯ガードを廃棄してよいが，事前に本市担当職員と協議すること。

4　搬出・積込み・運搬

（1）　局舎の運搬

局舎内から固定されていない物が全て搬出され，電話線，電気線，採取管等局舎に引き込まれている配線や管類が全て取り外され，アース等が適切に処置されていることを確認した上で，局舎を当研究所まで運搬すること。局舎を運搬する方法については，契約業者の判断とするが，事前に本市職員の承諾を得ること。

局舎運搬後に局舎を降ろす場所については，本市から当日までに指示する。

（2）　測定機等の運搬

ア　上表の測定機等を当研究所まで運搬すること。

イ　測定機器については，振動防止，防風，防水及び防塵対策等，適切な管理のもと，細心の注意をもって運搬すること。ボンベの運搬に関しては，高圧ガス保安法に基づき，安全に行うこと。

ウ　運搬作業により測定機等に破損が生じていないか確認すること。

5　旧測定局基礎の解体等

旧測定局の局舎基礎ブロック及び，エアコン室外機防犯ガードの基礎を解体し，跡地を整地し残土を適正に処分すること。また，周囲と同仕様のコンクリート舗装仕上げにすること。

なお，解体した基礎ブロックについては，廃棄処分とする。

第6　特記事項

1　施工前，施工中及び施工後の状況について，写真を交えて記録し，業務完了後，速やかに作業記録書（写真付）及び作業報告書を本市に提出すること。

2　契約業者は全ての工程において慎重に作業に当たるものとし，故意又は過失により局舎，測定機器等に損害を与えた場合は，契約業者の責任において全額賠償するものとする。

3　作業中に事故や器物の損壊等が発生した時は，速やかに本市に連絡し，指示に従うこと。
4　本仕様書に掲げる撤去準備，積込み，運搬等に関しては，事前に本市と協議を行い，第三者の事業に支障が生じないよう，十分に注意すること。
5　作業に関係の無い場所への侵入は厳に慎むこと。やむを得ない場合は，施設管理者の許可を受けること。
6　関係各所との協議が必要となれば，本市を通じて調整を行うこと。また，本市からの依頼があれば，関係各所との協議に応じること。

第７　提出書類

次の書類を業務完了後，速やかに本市に提出すること。報告様式等については，本市の指示を受けること。

1　作業報告書　１部
2　作業記録書（第５業務内容の各項目が確認できる内容（写真添付））　１部

第８　費用

契約業者は，次の費用を負担すること。

1　本仕様書に掲げる委託業務に係る全ての費用
2　廃棄部材等の処分費用
3　安全対策費，保険及び賠償費を要する場合の費用
4　契約業者の責に帰する人身及び物損事故等の賠償を要する場合の費用

第９　保証

1　保証期間

本市によって，委託業務が正常に完了したと承認を得た日以降において，契約業者は本仕様書の全てについて６カ月間保証すること。

ただし，測定機器類についてはこの限りではない。

2　保証内容

契約業者は本仕様書に掲げる内容の全てについて保証すること。

第10　解釈

本仕様書の解釈は本市の見解によるものとし，疑義のある時は本市と十分協議すること。

別紙１

①現在の設置場所（沓掛局）

②引き上げ先（京都市衛生環境研究所）